

擽、色ナレ

(三月十五日報)

内務省

大正十二年三月十四日

(大阪府報)

大阪電燈株式會社職工解雇ノ件(第三報)

十三日午後四時電業委員組合長村井清五郎以下代表者六名ハ河合常務取締役以下四名ト會社應接室ニテ面會セリ職工側ハ左記嘆願書ヲ提出シテ諒解ヲ求メトセリ

嘆願書

一 今因解雇ハ不當ナリト思惟スルニテ、全部之ヲ取消セ度シ

二 今後若シ解雇ノ必要アル場合ハ二週間以上ノ時日ヲ以テ豫告スベシ

代表者(或ニ側)ハ一項ニ基キ解雇理由及若擽等ヲ詰問セルニ會社側

11.03.20 586